

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2012年11月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬

11月にもアップル対三星、三星対アップルの特許訴訟に対する記事は韓国的一般新聞を飾った。2日付東亜日報によると、英国控訴裁判所が、11月1日、アップルが現在英国ホームページに掲載したサムスンとのデザイン訴訟関連謝罪文に誤った内容があると、24時間以内にこれを修正するようにと命令した。8日付の韓国経済によると、アップルが、米国カリフォルニア裁判所にサムスン電子との特許訴訟にグーグルOSジェリービーンを追加するという内容が入った文書を提出したとされている。そして、13日付朝鮮日報によると、米国裁判所は、サムスンとアップル間の特許訴訟でアップルに有利な評決を下した陪審員代表の不正行為調査に着手した。14日付けアジア経済によれば、米国国際貿易委員会 (ITC) がサムスン-アップル特許訴訟の予備判決に対する再審議を19日に開くことにした。ITCは先月24日、サムスン電子ギャラクシーS、ギャラクシーS2、ネクサス、ギャラクシータブ10.1などがアップルの特許4件を侵害したと判決している。14日付の韓国日報によると、アップルが最近、ロックスタービドコを通じて1,024件の特許を買い入れたことが確認されたとされている。ロックスタービドコは、アップルが米国のマイクロソフト(MS)、半導体企業のインテル、日本のソニーとカナダの携帯電話製造会社であるリサーチインモーション(RIM)等とコンソーシアムを構成して作った特許権専門会社であり、アップルは現在、ロックスタービドコ株の持分58%を保有している。これと関連し、22日付の電子新聞では、通信特許で劣勢を見せていたアップルが、LTE特許を大々的に買い取った結果、今年3分岐までに米国特許庁に登録された関連特許が91件で、84件であるサムスン電子より先んじると報じられている。

また、韓国-米国の自由貿易協定 (韓米FTA) に対する企業の備えや法律市場の変化に関する記事が目立つ。韓米FTAを反映した改正特許法は2011年11月22日韓国の国会を通過し、2012年3月15日から施

行中である。同改正法の主な改正事項は、(1) 登録遅延に伴う特許権存続期間延長制度の導入 (2) 新規性喪失の例外が認められる期間の従来の6ヶ月から12ヶ月への延長 (3) 不実施による特許権取消制度の廃止 (4) 訴訟手続における秘密保持命令制度の導入である。

特許法の改正ではないが、韓米FTAによって新たに導入される制度として「許可-特許連係制度」がある。当該制度によると、医薬品の品目許可手続きによる許可を特許と連係し、ジェネリック薬品に対して許可の申し立てをした後、特許権者から特許侵害訴訟が提起された場合、許可手続きが停止されるようになる。当該制度は2015年3月からの施行を予定している。

6日付デイルリパムによると、韓米FTAの発効による医薬品許可-特許連係制度施行に備えるため、食品医薬品安全庁、福祉部、特許庁、公正取引委員会など4つの機関が本格論議に着手した。韓国政府は、関連分野の売り上げ減少と特許紛争の増加を予想しており、韓国内業界の被害を最小化するためにファーストジェネリック独占期間、自動猶予期間、逆支払い合意などエバーグリーンング対応方案などを論議した。29日付韓国経済によると、韓国特許庁と韓国製薬協会は28日、韓国内外の40社余りの製薬会社役員など60人余りが参加する中で懇談会を開催し、その中で、ファン・ユシック韓米薬品 (株) 理事は、韓米FTAにより3年以後に施行される「許可-特許連係制」のハードルが意外に高いとし、これにうまく対処するため、韓国内製薬会社も海外事例のように特許中心の研究開発を通じてグローバル戦略を取らなければならないと強調した。一方、製薬業界関係者たちは、各国製薬企業特許に関する情報及び抗癌新薬特許確保などにおいて、政府の役割が必要だという意見を提示した。

韓米FTAによって韓国は段階的に法律市場を開

放することになっている。まず、米国弁護士に米国法諮問士資格を与えるようになり、米国のローファームが韓国国内で分事務所を開設することができる(1段階)。協定発効後2年以内には、米国法諮問法律事務所と韓国国内ローファームとの業務提携が可能になる(2段階)。協定発効後5年以内には、米国ローファームと韓国国内ローファームとで合作事業体を作ることができ、合作事業体は韓国の弁護士の雇用が可能になる(3段階)。韓国国内にはすでに10個の欧米のローファームが分事務所を開設したといわれている。9日付けマネートゥデイ記事では、韓-EU、韓-米FTA発効に伴う法律市場開放で、韓国内に進出した外国系ローファームの実

績が期待以上だと評価している。大韓弁護士会によると、12月8日現在韓国内に外国法諮問事務所を開設した英米系ローファームは10ヶ所ある。その中で、Ropes&Grayは、3ヶ月余りの間に10件ほどの特許及び商法関連事件を担当する実績を上げており、事件では韓国企業を代理しているとした。これに関連し、11月の新聞の記事ではないが、週刊誌「週刊東亜」の9月3日版853号にはRopes&Grayの韓国代表キム・ヨンギョンのインタビューが掲載されていた。同氏は、今後韓国での知的財産権関連の法律市場は拡大すると見ていて、同社は米国で知的財産権関連の訟務分野で1位にあるので、特に韓国での知的財産権関連分野に集中したいとしている。

《訴訟関係》

- ▲英国裁判所、アップルに「デザイン訴訟」謝罪文の再度掲載を命令(2日 東亜)
- ▲LG電子とLGイノテック、ドイツのオスラム社とのLED特許訴訟を全て取り下げることに合意したと2日明らかにした。(6日 朝鮮)
- ▲アップルが3日(現地時間)自社英国ホームページに、先月25日にアップした声明は不正確で、裁判所命令にも符合しておらず、正しくなされた声明を再び掲載(6日 朝鮮)
- ▲メキシコ裁判所が、アップルの 아이폰 という商標が現地IT会社である 아이폰 (iPhone) と似ているとし、アップル社に 아이폰 という名前でスマートフォンを売ってはならないという命令を下した。(6日 ソウ)
- ▲アップル、グーグルに特許料訴訟敗訴、米国ウイスコンシン州裁判所は、アップルがモトローラ相手に提訴した特許料訴訟を棄却。(7日 韓国)
- ▲米国テキサス裁判所陪審、アップルが通信ソフトウェア会社のVirnetXの技術を無断使用したとし、約4千億ウォンを賠償しろと評決。(8日 朝鮮)
- ▲アップルが最近、米国カリフォルニア裁判所にサムスン電子との特許訴訟にグーグルOSジェリーベーンを追加するという内容が入った文書を提出。(8日 韓経)
- ▲韓国電子通信研究院(ETRI)がサムスン・LG相手に特許侵害訴訟提起(9日 毎経)
- ▲アップルが、米国特許庁から「携帯用ディスプレイ機器用装飾デザイン」の認定を受ける。(9日 デジ)
- ▲アップルとHTC、特許訴訟を中断して、10年間特許権使用を保障するなどの内容に合意。(13日 中央)
- ▲米国裁判所、サムスン・アップル訴訟の陪審員代表を不正行為調査着手(13日 朝鮮)
- ▲米国ITC、サムスン-アップル特許訴訟判決再審議19日に延期(14日 アジ)
- ▲特許庁傘下機関である韓国知識財産保護協会の調査で、アップルが最近、ロックスタービドコを通じて1,024件の特許を買い入れたことが確認。(14日 韓国)
- ▲サムスン電子のシン・ジョンギョングン社長、サムスンはアップルと特許交渉を行う計画がないと明らかにした。(15日 朝鮮)
- ▲米国国際貿易委員会(ITC)、アップルがサムスン電子の特許4件を侵害しなかったという去る9月の予備判決に対して再検討するという決定文をウェブサイトにも公示(20日 ヘラ)
- ▲サムスン・ディスプレイは19日、LGディスプレイが保有するOLED(有機発光ダイオード)技術関連7件の特許に対して無効審判を提起したと明らかにした。(20日 朝鮮)
- ▲アップル、グーグルとスマートフォン標準特許使用の合意を推進中で、新しい特許紛争を追加提起しないという意味のスタンド・スチールに対して同意する手紙も遣り取りした。(20日 中央)
- ▲米国ITC、アップルがサムスンの特許を侵害しなかったという判決を全面再検討することにした理由は「標準特許」(21日 アイ)
- ▲20年前、日進とGE間の営業秘密侵害訴訟が、最近のコーロンとデュボンの訴訟と似ていて注目される。(21日 明日)

- ▲アップルが、LTE特許を大々的に買い取った結果、今年3分期末までに米国特許庁に登録された関連特許が91件で、84件であるサムスン電子より先んじる (22日 電子)
- ▲米国地方裁判所、アップルとHTC間の合意文を公開してほしいというサムスン電子の要請と関連した審理を開き、アップルとHTC間の合意文公開を命令。(23日 韓経)
- ▲サムスン電子、アイパッドミニと4世代アイパッド、5世代アイポッドタッチが自社特許を侵害したとし、訴訟対象に含む訴状を米国地方裁判所に提出。(23日 世界)
- ▲ポスコと新日本製鉄(新日鉄)間の電気鋼板技術盗用と特許侵害訴訟が管轄権争いに広がっている。(23日 毎経)
- ▲エリクソン、サムスン電子を相手に米国で特許侵害訴訟を提起。(28日 朝鮮)
- ▲サムスン電子がオランダでのアップルとの特許訴訟に敗訴することにより、当該国家で1勝1敗となった。(29日 韓国)
- ▲ソウル中央地方法院、サムスン電子に、625億の収益をもたらした元研究員に対して、60億ウォンを支給しろと判決。(30日 朝鮮)

《立法》

- ▲食品医薬品安全庁、福祉部、特許庁、公正取引委員会など4つの機関が、許可-特許連係対策準備の論議に着手する (6日 デイ)

《行政》

- ▲外交通商部FTA交渉代表、韓中FTA交渉に知財権を含める方針 (2日 ソウ)
- ▲特許庁が発表した資料によると、三分期の知的財産権の出願・登録増加 (デジ)
- ▲電子振興会の特許支援センター、中小企業を3社以上束ねる方式で業界が共同対応組織を構成し、今まで120の特許協議体が運営中である。(13日 電子)
- ▲韓国特許庁、16日韓国知識財産保護協会内「知的財産権紛争対応センター」開所 (16日 ニュ1)
- ▲韓国の知識財産政策を総括するとして、昨年7月末スタートした国家知識財産委員会の役割が低調なことが明らかになった。(27日 ファ)

《実務関係》

- ▲特許審判員長、60%に達する特許無効率に遺憾を示し、特許無効化難くなる方案を探していると発表 (6日 電子)
- ▲韓-EU、韓-米FTA発効に伴う法律市場開放で、12月8日現在韓国内に外国法諮問事務所を開設した英米系ローファームは10ヶ所である。(9日 マネ)

《その他》

- ▲韓国大法院、業務過程で発見した技術発明権を会社に譲渡する前に特許出願をし、他社とライセンス契約を締結したとしても、これを営業秘密漏洩と見ることはできないと判決。(22日 マネ)
- ▲特許庁と製薬協会、40社余りの製薬会社役員など60人余りが参加する中で懇談会を開催。『特許経営、目を開かなければ製薬企業大きい危機に直面するだろう』との意見も。(29日 韓経)

※媒体の正式名称 (発行社)。

韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亜：東亜日報(東亜日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、世界：世界日報(世界日報社)、文化：文化日報(文化日報社)、韓国：韓国日報(韓国日報社)、明日：明日新聞(明日新聞)、ソウ：ソウル経済新聞、(ソウル経済新聞)、ヘラ：ヘラルド経済(ヘラルド)、アジ：アジア経済新聞、(アジア・メディア・グループ)、毎日：毎日経済(毎日経済新聞社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、朝ピ：朝鮮ビズ(朝鮮経済社)、ニュ：ニューシス(ニューシス社)、ニュ1：ニュース1(マネー・トゥデイ)、イー：イーデイリー(イーデイリー)、マネ：マネートゥデイ(マネートゥデイ)、デイ：ディルリパム(ディルリパム社)